2　前項に規定する国の権限は、前条第一項の規定により公示された工事の区域につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第三号から第五号までに掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

（復興急傾斜地崩壊防止工事に要する費用の負担）

第十七条　法第十六条第五項の規定により福島県が負担する金額は、復興急傾斜地崩壊防止工事に要する費用の額（急傾斜地法第二十三条第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からその負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、福島県が自ら当該復興急傾斜地崩壊防止工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額とする。

附　則

この政令は、福島復興再生特別措置法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年六月三十日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三号

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税定率法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年三月十日とする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四号

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第二号の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ロ中「昭和三十年法律第三十七号」の下に「。以下「輸徴法」という。」を加え、同号ハ中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」を「輸徴法」に改め、同号ト中「から第五五号の二まで」を「、第五五号、第五五号の三」に改め、「第五七号」の下に「、第五八号」を加え、「、第九一号の三」を削る。

別表第四〇号の二中「申請」の下に「又は同条第四項の規定による同項に規定する貨物確認書の提出」を加える。

別表第四二号中「第六十一条第一項（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に規定する仕入書及び包装明細書に限る」を「第六十一条第一項第一号（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に規定する原産地証明書（以下「原産地証明書」という。）、同項第二号イに規定する締約国原産地証明書（以下「締約国原産地証明書」という。）（経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第三十九条(b)、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定附属書二第十五条(b)又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第五十三条(b)に規定する原産地申告（以下「原産地申告」という。）を除く。）及び同号ハに規定する締約国品目証明書を除く」に改める。

別表第五三号の二の次に次の一号を加える。

五三の三	関税法施行令第三十六条の三第二項（外国貨物を置くことの承認の申請）の規定による書類（原産地証明書を除く。）の添付、同条第三項の規定による締約国原産地証明書（原産地申告に限る。）の提出、同条第四項の規定による同令第六十一条第一項第二号ロに規定する運送要件証明書（以下「運送要件証明書」という。）の提出又は同令第三十六条の三第七項の規定による証明

別表第五五号中「提出」の下に「、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第二項の規定による書類（原産地証明書を除く。）の添付、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第三項の規定による締約国原産地証明書（原産地申告に限る。）の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第四項の規定による運送要件証明書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第七項の規定による証明」を加える。

別表中第五五号の二を第五五号の三とし、第五五号の次に次の一号を加える。

五五の二	関税法施行令第五十一条の四第二項（保税展示場に入れる外国貨物に係る承認）の規定による書類の添付又は同条第三項の規定による証明

別表第五六号の次に次の一号を加える。

五六の二	関税法施行令第五十一条の十二第二項（外国貨物を置くこと等の承認の申請）の規定による書類（原産地証明書を除く。）の添付、同条第三項の規定による締約国原産地証明書（原産地申告に限る。）の提出、同条第四項の規定による運送要件証明書の提出又は同条第七項の規定による証明

別表第五七号の次に次の一号を加える。

五七の二	関税法施行令第五十九条第二項（輸入申告の手続）の規定による書類の提示

別表第六四号中「確認の申請」を「申告書及び書類の添付」に改める。

別表第六四号の二中「明細書」を「許可書又は証明書、書類及び明細書」に改める。

別表第六四号の四の次に次の一号を加える。

六四の五	関税定率法施行令第十六条第一項（再輸入免税貨物の輸入の手続）の規定による許可書又は証明書の提示